

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成31年2月6日(水) 午後6時30分～7時30分				
開催場所	いきいきプラザ2階学習室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 石橋会長、當麻会長職務代理、唐見委員、齊藤委員、泉委員、小関委員  (市事務局) 野口子ども家庭部長、瀬川子ども家庭部次長 【子ども政策課】谷村課長、吉原課長補佐、古田主査、上野主査、羽生主任、青柳主事、神原主事 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、星係長 【児童課】竹内課長補佐  ●欠席者： (委員) 川原委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 0名
会議次第	1.開会 2.事務連絡 3.会長選任・職務代理指名 4.検証報告 (1) 保育認定の利用者負担(保育料)について ・利用者負担額改定の状況について (2) 児童クラブ使用料について 5.その他報告 (1) 国制度の改正に伴う特定教育・保育施設の利用者負担の変更について (2) 幼児教育の無償化の概要について 6.その他 7.閉会				
問い合わせ先	担 当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111 (内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会					
2.事務連絡 《 委員改選後初回の開催にあたり、各委員より挨拶。 》					
3.会長選任・職務代理指名					

《 会長については、委員の互選により石橋委員に決定。 》  
《 職務代理については、会長より當麻委員を指名。 》

《 委員改選後初回の開催にあたり、会議の運営（資料及び会議録の公表、会議の公開等）について、事務局より説明。 》

《 【資料及び会議録の公表】：ホームページにて公表する。また、会議録は、個人名を伏せた形で公表する。 》

《 【会議の公開】：原則公開とする。 》

《 上記説明について、委員承認。 》

#### 4. 検証報告

(1) 保育認定の利用者負担（保育料）について

- ・利用者負担額改定の状況について

◎会長

検証報告事項（1）について、これまでの経過の説明及び検証結果の報告をしていただきたい。

##### 《 これまでの経過 》

子ども政策課長より、主に以下について説明。

■平成26年の答申内容に基づき、平成29年度までの間に、国徴収の保育料の基準額の50%との乖離が特に大きかった3歳以上児の利用者負担額について、段階的に引き上げる条例改正を行ったこと。

■平成29年度に、検証の結果、対国基準比率50%の目標が概ね達成されたとの集約がされたこと。

##### 《 検証結果の報告 》

子ども育成課長より、まず、幼児教育の無償化については今回の報告内容に反映していない旨を説明。その後、資料1-1（保育標準時間認定利用者負担割合）及び資料1-2（保育短時間認定利用者負担割合）に基づき作成された資料1-3（総合計）を参照し、平成30年度の検証結果について、3歳以上児の対国基準比率が50.88%となった旨を説明。

◎会長

この報告について、委員より何か質問等はあるか。

《 委員より質問等なし 》

◎会長

それでは、答申や報告の内容等を踏まえ、概ね適正と判断し集約したいと考えるがどうか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

ではそのように集約する。

## (2) 児童クラブ使用料について

### ◎会長

検証報告事項(2)について、これまでの経過の説明及び検証結果の報告をしていただきたい。

#### これまでの経過

子ども政策課長より、主に以下について説明。

- 平成26年の答申内容に基づき、この間、児童クラブ運営に係るコストの増減について審議してきたこと。
- 平成30年度においては、今後の児童クラブ運営が様々な形態で実施される可能性や、児童クラブ費を当初設定した際に、運営に係る様々な経費を含め検討してきたことを踏まえ、事業所管にて必要経費についての検証を行ってきたこと。

#### 検証結果の報告

児童課長補佐より、**資料2**を参照し、主に以下について説明。

- 一部人件費や光熱水費等を対象経費とし、運営費を算出したこと。
- 運営費の半分を保護者、残りの半分を国・都・市で3分の1ずつ負担するという国の運営費の考え方に基いた場合では、児童1人当たりの1か月の保護者の負担額の試算が5,700円となること。
- 近隣市の状況から、当市の児童クラブ費が平均的な位置にあることが分かること。
- 今後は、児童クラブを取り巻く環境の様々な変化を踏まえ、対象経費の考え方も含めた検討が必要であると考えられること。

### ◎会長

この報告について、委員より何か質問等はあるか。

### ◎A委員

確認ではあるが、国の考えでは、運営費の半分が保護者の負担になるという理解で良いか。

### ○児童課長補佐

国は、児童クラブに係る運営費について、概ね半分を保護者負担、残りの半分を国・都・市が3分の1ずつ負担し賄うものと想定している。

### ◎会長

対象経費についての規定はあるのか。

### ○児童課長補佐

放課後児童健全育成事業等補助金交付要綱では、対象経費を、飲食物費を除く放課後児童健全育成事業の運営に必要な経費と定めている。

◎会長

人件費も場合によっては対象経費に含まれるのか。

○児童課長補佐

そのような考え方もあると認識している。

○子ども政策課長

これまでの経過を踏まえ、今回は対象経費に職員給与等を含めずに算定をした。  
対象経費の考え方については、現行の児童クラブ費を設定した当初と比べ、児童クラブを取り巻く環境が変化していることもあり、今後改めて整理を図っていく必要があると認識している。

◎会長

当市はかねてより対象経費から人件費を除いてきた。しかし、今後はそれも含めた検討が必要であるということだと思う。  
他に質問等はあるか。

◎B委員

他市は対象経費をどう捉えているか。

○児童課長補佐

他市の考え方については、市によって状況が様々であり、直接把握はしていない。

◎会長

児童クラブの運営形態は市によって様々であることから、一律に比べることは出来ないということだと思う。  
他に質問等はあるか。

《 委員より質問等なし 》

◎会長

それでは、ただいまの議論や報告の内容を踏まえ、対象経費の考え方については引き続き課題として考えていく必要があるものの、現行の児童クラブ費については概ね適正と判断し集約したいと考えるがどうか。

《 委員より異議なし 》

◎会長

ではそのように集約する。

## 5. その他報告

- (1) 国制度の改正に伴う特定教育・保育施設の利用者負担の変更について
- (2) 幼児教育の無償化の概要について

◎会長

その他報告事項については、まず2件を一括して報告していただき、その後、委員の質問等を伺うこととする。

それではまず(1)について報告をしていただきたい。

《 概要の説明 》

子ども政策課長より、今回の改正は国の政令等の改正に対応する形での改正である旨を説明。

《 改正内容の説明等 》

子ども育成課長より、資料3-1参照のもと、条例改正の概要を説明し、以下について報告。

■寡婦・寡夫控除のみなし適用に関しては、平成30年12月1日時点で該当見込みが5件あり、いずれにおいても手続きを進めていること。また、当該改正については「保育所利用者負担(保育料)のお知らせ」等により周知を図ってきたこと。

■税源移譲に関しては、平成30年12月1日時点で該当者が4件あり、そのうち3件は低い階層に、1件は階層が変わらなかったこと。また、低い階層となった者については、いずれにおいても還付対応を進めていること。

次に、資料3-2参照のもと、規則改正の概要を説明し、以下について報告。

■平成30年4月1日時点で世帯所得階層区分が『3』となる家庭が29名いたこと。

◎会長

今回の改正は市の裁量で行ったものではなく、国の政令等に対応したものであり、現在内容の周知に努めていることがポイントであると思う。周知については、市民にとって分かりやすいものとなるようにしていただけると良い。

続いて、(2)について報告をしていただきたい。

《 子ども育成課長より、資料4参照のもと、現時点で国・都より明らかにされている内容に関し、主に幼児教育の無償化の対象者・対象範囲等について概要を説明。 》

◎会長

現在、国においては、平成31年10月の無償化実施に向けた検討が進められており、東京都においても付加的なサービスの提供について検討が進められている。市においては、これらの動向等を注視しながら、身の丈に合った施策を検討していければ良い。

それでは、(1)(2)について委員から何か質問等はあるか。

◎B委員

ただ今の説明と直接の関係はないが、第二保育園と第六保育園の他に、今後民営化が予定されている公立保育所はあるか。

○子ども政策課長

まず、公立保育所の民間移管事業は、事業主体を民間事業者等に切り替えるものであり、第二保育園の後継園については小平市で保育所等の運営を行っている事業者が、第六保育園の後継園については市内で幼稚園の運営を行っている事業者が事業主体になることを予定している。

また、平成31年4月の民営化に伴い、第六保育園は廃園になるが、第二保育園は当該施設での卒園を望む児童に配慮し、当該児童が在園を望む限りにおいては存置するという一定の経過措置期間を設けている。

今後の予定という点に関しては、『東村山市保育施策の推進に関する基本方針』にもあるように、7つの公立保育所を5つに機能統合する形で公立保育所の役割の整理しようという方針を掲げ進めてきたこともあり、現時点では引き続き残る5園を基幹園としての役割を担う公立保育所と位置付けていくことを考えている。

◎会長

他に質問等はあるか。

《 委員より質問等なし 》

◎会長

それでは、その他報告事項については以上とする。

6. その他

《 子ども政策課長より、平成30年度の会議の開催は今回会議での終了を予定している旨等を説明。 》

7. 閉会